

## 個人番号の利用目的の変更（追加）について

諏訪信用金庫（以下「当金庫」と言います。）は、平成30年1月1日から開始される「預貯金口座付番」制度に伴い、個人情報保護法第15条第2項及び第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号の利用目的を改定（追加）することといたしますのでお知らせいたします。

### 個人番号の利用目的

- ア. 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- イ. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ウ. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- エ. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- オ. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- カ. 預金口座付番に関する事務のため

※ 下線部が変更（追加）箇所です。なお、預貯金口座付番とは、預貯金口座と個人番号を紐付けすることです。